



後期高齢者支援金分・介護納付金分保険料など 組合規約の一部を改正

平成29年4月分より後期高齢者支援金分保険料及び介護納付金分保険料が改定となりますので、お知らせいたします。

《主な改正点》

- ①平成29年度の1人当り保険料月額について、医療分は据え置きとして前年同額、後期高齢者支援金分は一律200円増、介護保険分400円増とし、国の制度に沿った負担とさせていただきます。
- ②傷病手当金日額について、第2種組合員、第3種組合員共に1,000円増額します。
- ③趣旨普及事業において、国保のしおりを全組合員に配布します。

後期高齢者支援金分：

国の示す1人当り負担額は対前年834円増の5万8,234円で、0歳から74歳までの全ての被保険者が原則として同額負担することになります。

支援金納付額は27年度の精算分5,958万3,049円を差し引き、1,963万5,964円増の9億448万821円と算定されました。補助率減の関係で、1人当り月額保険料は均等割とすれば、対前年208円増の3,628円となります。

本組合では組合員の種別・家族別に定めており、平成29年度の月額保険料は一律200円増といたしたく存じます。

介護納付金分：

国の示す介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）1人当り納付額は6万7,200円で2,979円増となりました。

2年前の精算分126万817円を差し引き、対前年3,071万3,755円増の4億4,649万2,783円と算定されました。

平成29年度の保険料1人当り月額額は、400円増の4,200円といたします。

後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が加入する医療制度で、都道府県ごとにすべての市区町村が加入する「広域連合」が運営し、一般の医療保険制度からは独立をしており、平成20年4月に導入されました。その財源として患者負担を除く医療給付費の約4割を現役世代からの後期高齢者支援金で支えております。

高齢化の進展に伴い、増え続ける高齢者の医療費を社会全体で支えるという考えからこのような仕組みになっており、その保険料の負担額は毎年国から下され0歳から74歳までの被保険者の方々に納めていただき、保険者から国へ拠出することとなっておりますので、何卒ご理解の上、医療分保険料、介護分保険料ともども、毎月納付いただきますようお願いいたします。

神奈川県歯科医師国民健康保険組合規約改正新旧対照表

現行条文	改正(案)
<p>(傷病手当金)</p> <p>第13条 組合は、組合員（高齢者医療確保法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が療養のため入院したときは、傷病手当金として同一年度内180日を限度に次の額を支給する。ただし、資格を取得してから6箇月未満の者は、この限りでない。</p> <p>(1) 第1種組合員 入院1日につき5,000円 (2) 第2種組合員 入院1日につき<u>3,000円</u> (3) 第3種組合員 入院1日につき<u>2,000円</u></p>	<p>(傷病手当金)</p> <p>第13条 組合は、組合員（高齢者医療確保法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が療養のため入院したときは、傷病手当金として同一年度内180日を限度に次の額を支給する。ただし、資格を取得してから6箇月未満の者は、この限りでない。</p> <p>(1) 第1種組合員 入院1日につき5,000円 (2) 第2種組合員 入院1日につき<u>4,000円</u> (3) 第3種組合員 入院1日につき<u>3,000円</u></p>
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額は次の区分とする。</p> <p>(1) 第1種組合員 1人につき <u>5,800円</u> (2) 第2種組合員 1人につき <u>4,700円</u> (3) 第3種組合員 1人につき <u>3,400円</u> (4) その他の被保険者 1人につき <u>2,200円</u></p> <p>3 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額は<u>3,800円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額は次の区分とする。</p> <p>(1) 第1種組合員 1人につき <u>6,000円</u> (2) 第2種組合員 1人につき <u>4,900円</u> (3) 第3種組合員 1人につき <u>3,600円</u> (4) その他の被保険者 1人につき <u>2,400円</u></p> <p>3 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額は<u>4,200円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>